



鋸南町社協だより



第 198 号 令和5年3月20日

発行 社会福祉法人 鋸南町社会福祉協議会

住所 〒299-1902
千葉県安房郡鋸南町保田560

電話 0470-50-1174

HPアドレス kyonan-shakyo.jp

各支部社協が訪問活動を実施

現在の社会福祉では、地域住民が主体となり、それぞれの地域の生活課題を自分たち自身の問題と受け止め、関係機関等と連携しながら課題の解決に向けて協議、活動するための仕組みが欠かせなくなっています。

「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、町社協の足りない部分を補いつつ、さらに小地域に根付いた活動を行うことができる組織として期待されているのが、社会福祉協議会支部です。今年度も、各支部が地域の要支援者への訪問活動を実施しました。

【保田支部】

12月に71歳以上の一人暮らしの方、210名に歳末プレゼント(マスク、お菓子など)を実施しました。

【勝山支部】

12月に71歳以上の一人暮らしの方、197名に歳末プレゼント(お菓子詰合せ)を実施しました。

また、勝山地区内で開催されているサロン活動の参加者などが作ってくれたボックスティッシュカバーも添えられました。

【佐久間支部】

3月9日に71歳以上の一人暮らしの方、45名に昼食プレゼントを実施しました。



「地域支え合い活動」「サロン事業」を始める方に助成金を支給します

鋸南町社会福祉協議会では、町民の皆様のご協力のもと様々な地域福祉活動を実施していますが、すべてのニーズにお応えするのは中々難しいのが現状です。

そこで、期待されているのが、住民が主体的に実施する地域支え合い活動(地区ボラ)と、小地域でのサロン事業です。

地区ボラとは、ゴミ捨て、草取り、電球交換などの軽微な生活支援や、災害時に要支援者をサポートする仕組みづくりなど、小地域の課題を当該地区内の住民の支え合い、助け合いの気持ちで解決するための仕組みづくりです。

サロン事業とは、地域住民が主体となり地域住民の相互交流を図る集まり(場所)を設ける事業で、閉じこもりの防止、介護予防、生きがいづくりにつなげてもらうことを目的としています。

いずれの事業も、少子高齢化が進む鋸南町での地域福祉活動推進には欠かせないものであり、一つでも多くの活動を立ち上げてもらうために、助成金制度を設けています。

年額20,000円で3年を限度としますが、会議開催にかかるお茶代、活動に必要な資機材の購入費、活動時の損害賠償保険の保険料などにお使いいただけます。

「どんな活動が対象になるのか」「サロンに興味があるけど何から始めたらいいかわからない」など、どんなことでも構いませんので、関心のある方は鋸南町社会福祉協議会までお問合せ下さい。

なお、助成金の実施要綱及び各種様式は、鋸南町社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

共同募金への協力、ありがとうございました

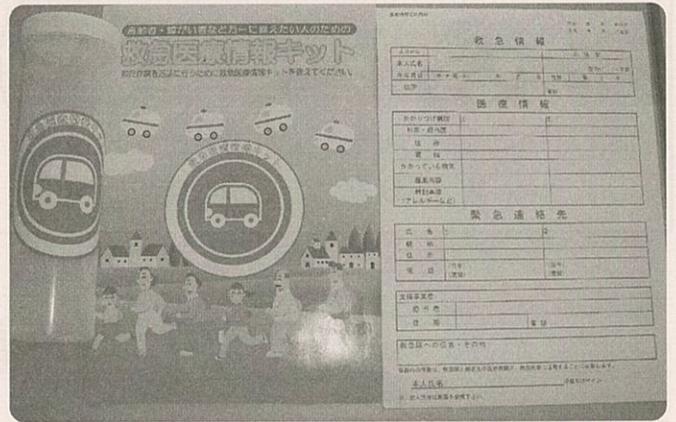
鋸南町社会福祉協議会が実施している地域福祉活動の貴重な財源となっているのが、「赤い羽根募金」と「歳末たすけあい募金」です。

いまだ収束がみえないコロナ禍の中、物価も上昇続きで皆様の生活にも大きな影響が出ていると思いますが、多額の募金をいただき感謝いたします。

いただいた募金は、地域支え合い活動やサロン事業を実施している団体への活動費助成、救急医療情報キットの配布、地域福祉の啓発、ボランティア事業の経費などに充当させていただきました。

ここに改めて御礼申し上げます。

※募金額（令和5年1月末日現在）
赤い羽根募金……………1,326,509円
歳末たすけあい募金…807,735円



『弁護士相談』のお知らせ

鋸南町社会福祉協議会では、令和5年度も弁護士相談を実施します。

日常生活上の困りごとから、相続や訴訟などの専門的な悩みまで、どんなことでも構いませんので、お気軽にご利用下さい。

1. 日時 毎奇数月の第二水曜日
午後1時から3時（30分毎で4枠）
2. 場所 鋸南町ボランティアセンター
3. 対象者 鋸南町民
4. 相談料 無料
5. その他
 - ・事前にお電話でご予約下さい。
 - ・ご予約の際に、大まかな相談内容をお尋ねします。
 - ・相談は、1つの案件につき1回までとします。

※令和5年度の予定日

令和5年	5月10日、7月12日 9月13日、11月8日
令和6年	1月10日、3月13日

◎ご予約・お問い合わせ先 鋸南町社会福祉協議会 ☎ 0470-50-1174

社会福祉協議会会長表彰状
〔福祉功労者〕山田恵子
渡邊謙一 福原功
高梨光子 石田成明
黒川譲 福原文江
黒川起志夫 金木幸一
山根廣美 宇津木潤子

鋸南町社会福祉協議会では、社会福祉の振興に特に功績が顕著であった個人、団体に対し、表彰状、感謝状を贈呈し、感謝の気持ちを表させていただきます。今年度も社会福祉大会が中止になりましたので、受賞者の皆様には直接お届けさせていただきました。ここに改めて感謝の意を表し、ご芳名を紹介させていただきます。（敬称略）

☆匿名名様 一六、〇四二円
☆匿名名様 一九、二七四円
☆匿名名様 五〇、〇〇〇円
☆匿名名様 一〇〇、〇〇〇円
☆匿名名様 一〇〇、〇〇〇円

次の方々から福祉の充実と社会福祉協議会の円滑な運営のためにと、善意のご寄付をいただきました。皆様方のお心遣いに感謝申し上げます。
☆かけはしの会様

ふくしの泉

社会福祉協議会会長感謝状
〔福祉功労者〕岡野勝也
〔高額寄付者〕匿名（2名）

福祉功労者に表彰状・感謝状を贈呈

日常生活自立支援事業をご利用下さい
日常生活自立支援事業をご利用下さい
日常生活自立支援事業とは、高齢や障害などの理由で判断能力が低下した方が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助、日常的な金銭管理の援助、通帳や実印などの大切なもののお預かりなどを行うものです。
ご利用には若干の利用料と年会費がかかりますが、社会福祉協議会と契約して専門職がお手伝いすることで、安心して日常生活を送れるようになると思いますので、お気軽にご相談下さい。
※相続などの法律行為や詐欺などの違法な売買契約から身を守るという効力はありません。